

令和6年度の任意継続掛金額については、掛金率等の詳細が決まり次第各所属所あてに通知します。
参考として、令和5年度の掛金率で例示します。

任意継続掛金標準額	×	掛 金 率
次のどちらか低い額 ●退職月のあなたの標準報酬月額 ●全組合員の標準報酬月額の平均額 令和5年度は【410,000円】		●短期任意継続掛金率93.20/1000 ●介護任意継続掛金率16.00/1000 *介護掛金は40歳以上65歳未満が該当 ※円未満の端数切捨て

例1 退職月の標準報酬月額が500,000円で、40歳以上65歳未満の場合の任意継続掛金(月額)
 短期任意継続掛金 410,000円×93.20/1,000=38,212円 合計 44,772円
 介護任意継続掛金 410,000円×16.00/1,000= 6,560円

例2 退職月の標準報酬月額が380,000円で、40歳以上65歳未満の場合の任意継続掛金(月額)
 短期任意継続掛金 380,000円×93.20/1,000=35,416円 合計 41,496円
 介護任意継続掛金 380,000円×16.00/1,000= 6,080円

なお、掛金の算定は上記に基づいて行われ、前年の年収等によるものではありません。

保健事業(厚生サービス)

事業名	利用条件等
○特定健康診査・特定保健指導 (年度末年齢40歳以上75歳未満の方のみ)	対象者へ共済組合からご案内します。 現職の組合員と同じ条件で利用できます。
○大阪メンタルヘルス総合センターでのメンタルヘルス相談	
○近畿中央病院でのメンタルヘルス相談	
○無料法律相談	
○トレーニング施設利用助成	
○厚生施設宿泊利用補助	利用できません (ただし、厚生施設のうち共済組合が経営する施設については「宿泊施設特別利用者証」提示により組合員料金で利用できます。「宿泊施設特別利用者証」は、小冊子「やすらぎの宿」に貼付されています。)
○会食利用補助	
○長期組合員退職記念事業	
○結婚式場利用補助	
○法要利用補助	
○ベビー用品等配付事業	

※半日ドック(共済健診)については、詳細が決まり次第、支部ホームページに掲載します。

※事業の詳細については、支部ホームページまたは、「令和6年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり」にてご確認ください。

